



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

（取扱課室名） ページ

○ 告示

- 720 令和8年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集（総務課）..... 1
- 721 令和8年度及び令和9年度県庁舎（本館）電力調達並びに令和8年度及び令和9年度県庁舎
（南別館）電力調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（管財課）..... 2
- 722 生活保護法による医療機関の指定（社会福祉課）..... 4
- 723 生活保護法による指定介護機関の変更（ ）..... 5
- 724 指定自立支援医療機関の指定（こころの健康推進課）..... 5
- 725 〃（ ）..... 5
- 726 〃（ ）..... 6
- 727 畑田池土地改良区の役員の就退任（農業農村整備課）..... 6
- 728 保安林予定森林（森林整備課）..... 6
- 729 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明（ ）..... 7
- 730 〃（ ）..... 7

○ 警察本部告示

- 36 一般競争入札による落札者の決定 8

○ 公告

- 入札公告（管財課）..... 8
- 〃（ ）..... 11
- 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）..... 14

告 示

和歌山県告示第720号

個人情報保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）第53条第2項の規定に基づき、令和8年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項を次のとおり公示する。

令和8年8月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 募集期間

令和8年8月19日（水）から同年9月18日（金）まで

2 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧については、和歌山県総務部総務管理局総務課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/kojin/kjhome/filebo.html>）に掲載の「行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイル簿一覧」に掲載する。

3 提案の方法等

令和8年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集要綱のとおり

（令和8年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集要綱は省略し、和歌山県情報公開コーナ

一に備え置いて縦覧に供するとともに、和歌山県総務部総務管理局総務課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/kojin/kjhome/hisikibetu.html>）に掲載する。）

和歌山県告示第721号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和8年度及び令和9年度県庁舎（本館）電力調達並びに令和8年度及び令和9年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和8年8月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 競争入札に付する調達の名称及び数量並びに契約期間

(1) 調達の名称及び数量

ア 令和8年度及び令和9年度県庁舎（本館）電力調達

予定契約電力 900kW 予定調達電力量 1,956,769kWh

イ 令和8年度及び令和9年度県庁舎（南別館）電力調達

予定契約電力 900kW 予定調達電力量 2,822,746kWh

(2) 契約期間

令和9年1月1日から同年12月31日までの1年間（令和9年1月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和9年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者（調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあつては、その構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができないものとする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団員排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (8) 申請日において、1年以上の電気供給に係る営業経験を有する者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者（以下「小売電気事業者」という。）であること。

コンソーシアムにあっては、少なくとも代表者となる構成員がこの要件を満たす者であること。

- (10) 申請日において、「和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針」（令和8年4月1日策定）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者でこの競争入札の開札の日の前日までに入札参加資格の要件を満たす見込みであるものであること。

コンソーシアムにあっては、2の（9）の要件を満たす者の全部がこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類及びその配布方法等は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、ア及びスの書類については代表者が、イからクまで並びにサ及びシの書類については構成員ごとに、ケ及びコの書類については構成員のうち小売電気事業者である者ごとに、それぞれ作成の上、提出するものとする。

- (1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務状況調書

ウ 役員等に関する調書

エ 法人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書の原本又はその写し

オ 個人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票の原本又はその写し

カ 直近1年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、申請日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

（ウ）個人にあっては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ク 2の（8）の要件を満たしていることを証する書面として、電気供給に係る契約実績を証する書類の写し

ケ 2の（9）の要件を満たしていることを証する書面の写し

コ 2の（10）の要件を満たしていることを証する書面として、和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書及びその内容を確認できる資料

サ 誓約書

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス コンソーシアムにあっては、コンソーシアム構成員表及びコンソーシアム協定書の写し

- (2) (1) のアからウまで、コ（電力調達契約評価項目報告書に限る）、サ、シ及びス（コンソーシアム構成員表に限る。）に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙

は、令和8年8月18日（火）から同年9月4日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「物品販売」に登載されている者は、当該名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、(1)のウからキまでの書類に代えることができる。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年8月18日（火）午前10時から同月21日（金）午後4時までの間に、和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面等（電子メール及びファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5) (4)の質問に対する回答は、令和8年8月28日（金）午後5時までに電子メール、ファクシミリ又は電話により行うものとする。

また、その内容については、和歌山県物品・役務電子調達システム（<https://www.ebid1-wakayama.jp/eg-web/bidPortal/portal?init>）に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

(1) 令和8年8月28日（金）から同年9月4日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

(2) 資格審査申請書類の提出は、持参、電子メール又は書留郵便によるものとする。ただし、3の(1)のシの申請書類については、持参又は書留郵便によるものとする。

なお、書留郵便による場合は、令和8年9月4日（金）午後4時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局管財課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2213

ファクシミリ番号 073-441-2248

電子メールアドレス e0107001@pref.wakayama.lg.jp

なお、3の(5)の和歌山県物品・役務電子調達システムから資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により令和8年9月11日（金）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和8年9月15日（火）までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参、電子メール又は書留郵便により5に掲げる場所等に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、令和8年9月18日（金）までに書面により回答するものとする。

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年8月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
御薬新 36-08	アイン薬局御坊店	御坊市藺123-6	令和 8. 7. 1
橋薬新 56-08	ふたば薬局	橋本市紀見字椿原591-1	令和 8. 7. 1
橋薬新 57-08	クスリのアオキ高野口薬局	橋本市高野口町伏原10	令和 8. 8. 1

和歌山県告示第723号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年8月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

開設者の 名称	主たる事務所の 所在地	指定事業所の 名称	指定事業所の 所在地	サービスの 種類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市高雄一丁目23-1	田辺市社会福祉協議会大塔事業所（富里）	田辺市下川下994-4	通所介護・介護予防通所介護	指定事業所の所在地	田辺市下川下989	田辺市下川下994-4	令和 8. 3. 18

和歌山県告示第724号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年8月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指 定 年 月 日
このはクリニック	和歌山市黒田95番地5	高木はるか	令和 8. 8. 1

和歌山県告示第725号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年8月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
ふたば薬局	橋本市紀見字椿原591-1	中西真樹子	令和 8. 7. 1

和歌山県告示第726号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年8月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
アイン薬局御坊店	御坊市藺123-6	廣田友樹	令和 8. 7. 1

和歌山県告示第727号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により、畑田池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和8年8月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 退任した役員（令和8年6月3日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	森田昌宏	橋本市神野々352番地
理事	米坂佳久	橋本市神野々410番地
理事	南出昌彦	橋本市岸上190番地の2
理事	城内治	橋本市神野々653番地
理事	木曾琢未	橋本市高野口町応其109番地の1
理事	川下齊	橋本市神野々109番地の88
監事	堀内義信	橋本市三石台一丁目1番地の3-414
監事	米坂利一	橋本市神野々603番地の2

2 就任した役員（令和8年6月4日就任）

職名	氏 名	住 所
理事	米坂佳久	橋本市神野々410番地
理事	南出昌彦	橋本市岸上190番地の2
理事	城内治	橋本市神野々653番地
理事	木曾琢未	橋本市高野口町応其109番地の1
理事	川下齊	橋本市神野々109番地の88
理事	坂井節夫	橋本市神野々784番地の3
理事	大西智己	橋本市神野々358番地
監事	堀内義信	橋本市三石台一丁目1番地の3-414
監事	米坂利一	橋本市神野々603番地の2

和歌山県告示第728号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年8月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡白浜町竹垣内字谷山279から291まで、294から296まで、298、299

- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第729号

令和8年和歌山県告示第663号（以下「告示第663号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容をすさみ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年8月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 所在が不明である通知の相手方

岡巖

山中勉作

宇山松之助

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第663号のとおり

和歌山県告示第730号

令和8年和歌山県告示第669号（以下「告示第669号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年8月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 所在が不明である通知の相手方

田端道子

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第669号のとおり

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第36号

交通切符管理システム構築委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年8月18日

和歌山県警察本部長 壺 岐 恭 秀

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
交通切符管理システム構築委託及び賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
令和8年6月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社トスコ
岡山県岡山市南区西市116番地13
- 5 落札金額
37,290,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,390,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和8年4月14日

公 告

入 札 公 告

令和8年度及び令和9年度県庁舎（本館）電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年8月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達の案件番号、名称、場所及び数量
20269002191
令和8年度及び令和9年度県庁舎（本館）電力調達
和歌山県庁舎（本館、北別館及び東別館） 和歌山市小松原通一丁目1番地
予定契約電力 900kW 予定調達電力量 1,956,769kWh
 - (2) 仕様等
仕様書による。
 - (3) 契約期間
令和9年1月1日から同年12月31日までの1年間（令和9年1月1日から契約ができない場合は、契約を締

結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和9年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和8年和歌山県告示第721号に規定する令和8年度及び令和9年度県庁舎（本館）電力調達並びに令和8年度及び令和9年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局管財課（以下「管財課」という。）

(2) 期間

令和8年8月18日（火）から同年9月4日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県物品・役務電子調達システム（<https://www.ebid1-wakayama.jp/eg-web/bidPortal/portal?init>）から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和8年8月18日（火）午前10時から同月21日（金）午後4時までの間において、管財課に対して書面等（電子メール及びファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、令和8年8月28日（金）午後5時までに書面等（電子メール及びファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1) の和歌山県物品・役務電子調達システムに公表するものとする。
ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 入札及び開札手続

この入札は、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札及びその開札手続により行うものとする。ただし、郵送による入札も行うことができる。

6 一般競争入札の期間及び開札場所等

(1) 一般競争入札の期間及び開札場所等

ア 入札期間

令和8年9月28日（月）午前9時から同年10月5日（月）午後4時まで

イ 開札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

管財課

ウ 開札日時

令和8年10月6日（火）午前10時

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和8年10月5日（月）午後4時までに管財課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

10 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

(4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(5) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

(6) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

管財課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2213

ファクシミリ番号 073-441-2248

電子メールアドレス e0107001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Total electricity about 1,956,769kWh to use at the Wakayama Prefectural Government Buildings (Honkan)

(2) Time limit for tender :

4:00 p.m. 5 October 2026 : (Deadline for bids submitted by mail 4:00 p.m. 5 October 2026)

(3) Contact point for the notice :

Property Management Division, Department of General Affairs, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2213

FAX 073-441-2248

e-mail e0107001@pref.wakayama.lg.jp

入 札 公 告

令和8年度及び令和9年度県庁舎（南別館）電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年8月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達の案件番号、名称、場所及び数量

20269002192

令和8年度及び令和9年度県庁舎（南別館）電力調達

和歌山県庁舎（南別館及び第2南別館） 和歌山市湊通丁北一丁目2番1

予定契約電力 900kW 予定調達電力量 2,822,746kWh

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 契約期間

令和9年1月1日から同年12月31日までの1年間（令和9年1月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和9年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和8年和歌山県告示第721号に規定する令和8年度及び令和9年度県庁舎（本館）電力調達並びに令和8年度及び令和9年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局管財課（以下「管財課」という。）

(2) 期間

令和8年8月18日（火）から同年9月4日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県物品・役務電子調達システム（<https://www.ebid1-wakayama.jp/eg-web/bidPortal/portal?init>）から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和8年8月18日（火）午前10時から同月21日（金）午後4時までの間において、管財課に対して書面等（電子メール及びファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、令和8年8月28日（金）午後5時までに書面等（電子メール及びファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1) の和歌山県物品・役務電子調達システムに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 入札及び開札手続

この入札は、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札及びその開札手続により行うものとする。ただし、郵送による入札も行うことができる。

6 一般競争入札の期間及び開札場所等

(1) 一般競争入札の期間及び開札場所等

ア 入札期間

令和8年9月28日（月）午前9時から同年10月5日（月）午後4時まで

イ 開札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

管財課

ウ 開札日時

令和8年10月6日（火）午前10時30分

- (2) 郵送による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和8年10月5日（月）午後4時までに管財課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

10 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格

をもって申込みをした者を落札者とする。

- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (5) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- (6) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

管財課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2213

ファクシミリ番号 073-441-2248

電子メールアドレス e0107001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Total electricity about 2,822,746kWh to use at the Wakayama Prefectural Government Buildings (Minami-Bekkan)

- (2) Time limit for tender :

4:00 p.m. 5 October 2026 : (Deadline for bids submitted by mail 4:00 p.m. 5 October 2026)

- (3) Contact point for the notice :

Property Management Division, Department of General Affairs, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2213

FAX 073-441-2248

e-mail e0107001@pref.wakayama.lg.jp

都市計画の図書の写しの縦覧公告

那智勝浦町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2

1条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年8月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 都市計画の種類及び名称

那智勝浦都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場（那智勝浦町ごみ処理施設）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課